

ご相談の皆様へ

## 相談料についてのご案内

平成20年5月1日

木村司法書士事務所

司法書士 木村 幸一

このたびは当事務所にご来所いただき、ありがとうございます。

さて、当事務所では、従来より法律相談料については、法的アクセスの門戸を拡充する目的から、原則いただかない方針で、法律相談業務を行っていました。

しかし、当事務所を開所して3年が経過した現在、下記の事由から無料法律相談制度を見直すこととなりました。

### ①法的サービスの性質上、情報提供を完全無償で行うことの内外からの抵抗

法律専門家に相談・解決することにより、相談者の負担（精神的・時間的・労働的等）が解消されるにもかかわらず、これの対価（法律専門職もサービス業の一種であり、その専門知識も重要な商品と考えられます）が設定されないのはあまりにも不当であるということです。また、相談者においても、このことについての認識が今後必要になってくるものと思われま

### ②実質無意味どころか却って有害

当事務所の従来の相談料の料金設定は、「一連の相談を時間無制限で3,150円（税込）」というものでした。しかし、長時間に及ぶ相談の場合、事実上具体的に受任・受託につながるものがほとんどです。また、逆に受託に結びつかないケースであれば、「一言アドバイス」的なものとして、短時間で解決しているものも多いのが現状です。

またそうならないケースでも、相談での結論が出ているにもかかわらず、上記料金設定を逆手にとって、自分の望む結論が出されるまで粘るという事例が散見されます。この場合、相談が平行線をたどることになり、双方の時間的損失は相当なものになると考えられ、非常に不経済なものといえます。

### ③無料法律相談会との差別化の必要性

現在、雨竜町・新十津川町の各商工会が主催する無料法律相談会が隔月で企画されております。

以上の観点から、原則として当事務所での法律相談については、下記のとおり相談料を設定させていただくことになりましたので、ご理解とご協力をお願いいたします（なお、下記規定は本日より適用いたします）。

#### 記

**相談料 相談開始後 15分まで無料  
以後 30分毎に 3,150円（消費税込み）**

ただし、次に該当するものについては、従前どおり無料といたします。

- ①相談時間が15分に満たないもの（一言アドバイスの要素が強いもの）
- ②無料法律相談会での相談または市町村などの公的機関の無料相談会からの誘導の方  
（ただし、相談時間の制限については、各相談会のものに準じさせていただきます）
- ③依頼を前提としたご相談、または相談後依頼に至った場合  
（既に相談料をいただいている場合、領収書をご提示ください。相談料相当額を前受金として計算いたします）
- ④相談者ご自身またはご家族の債務整理についてのご相談  
（既に手続が進行しているものを除きます）

なお、生活保護受給者の方及びそれに準じる所得の方については、法律相談扶助の制度もございますので、お気軽にお問い合わせください。

また、ご相談後依頼した内容を、他の司法書士・弁護士等に相談される場合（セカンド・オピニオン）、必ず事前に相談員にその旨お伝えください（お伝えいただけない場合、場合によっては手続を途中で打ち切りにすることがあります）。

## 相談のお断りまたは中断について

下記に該当するご相談（ご依頼）については、お受けできませんのでご了承願います。相談中に判明した場合には直ちに相談を中止し、それまでの時間に応じた、規定の相談料を頂戴いたします（ただし、③・④の場合を除く）。

### ①違法行為の方法の教唆を要求する相談

違法でなくても、不法・不当である可能性があるものも含めます。

### ②相談事案の処理を他の司法書士・弁護士等に依頼している場合

その専門職が、他の専門職への相談（セカンド・オピニオン）を許諾している場合を除きます。なお、場合によっては既に依頼している専門職にその旨を確認することがあります。

### ③利益相反に該当する場合

当該相談の内容を、相談者の相手方から既に相談を受けている場合（受任・受託をしている場合）、司法書士法上相談に応じることができないことになっております。

### ④業務範囲外の相談・依頼

たとえば、具体的な手続の依頼をなくして住民票・戸籍等の手配のみを依頼される場合、個別的な税務のご相談などは、司法書士法他各法令に違反することになるため、お受けできません。

### ⑤その他、相談・受任（受託）をすることが不適切である場合

代理業務の場合、相談者・依頼予定者との信頼関係を構築するのが困難であると相談員が判断したとき、依頼者が期待する結果を招来することが著しく困難であると考えられる場合、また業務が輻輳しており、受任することにより結果的に依頼者に不利益をもたらすと考えられる場合が該当します。